

長浜市教育振興基本計画

ダイジェスト版



本市がめざす教育の姿（基本方針）

つながりあい、学びあい、 豊かに生きる人づくりをめざす「ながはま」

私たちは、多くのひと・こと・ものに関わり、つながりをもちながら、生活をしています。本市は平成22年1月1日に合併し、湖北地方特有の美しい自然環境、魅力ある歴史遺産、地域に根づいた伝統文化が満ちあふれた、新しいまちが誕生しました。このまちで、「曳山まつり」や「おこない」などに代表される人と人との心のつながりを大切にしてきた先人たちの志を後世に引き継ぐとともに、人と人、学校と地域、心と心、あらゆるものをつなぎ、つながり、一体感のある教育を推進することにより、子どもから大人までが郷土に誇りをもち、生涯を通して学びあい、学び続けることのできる環境を創出します。そして、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、心豊かな人生を送れるような人づくりをめざします。

基本目標1 幼児期における就学前教育を充実します

幼児期における教育（就学前教育）は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。幼児期の発達の特性に照らした遊びや体験を通して、幼児の自主的・協調的な態度や創造的な思考力の基礎、道徳性の芽生えなどを育むとともに、地域の特色を生かした幼稚園・保育園づくりを推進するなど、より質の高い就学前教育を充実します。

質の高い就学前教育の推進

- ◇発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育の充実
- ◇脳科学の成果を取り入れた遊びの実践・研究
- ◇「学びの基盤をつくる」ための教育活動の推進

保幼小の連携

- ◇保育園・幼稚園・小学校の連携の推進
- ◇幼児教育と保育の一体化



基本目標2 子どもの自立に向けて「生きる力」を育む教育を推進します

学校教育においては、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことが重要です。生涯にわたり学び続ける基盤を培い、充実した人生を送るための基礎づくりとして、「確かな学力」の向上、「豊かな心」の育成、「健やかな体」づくりに取り組みます。また、地域に開かれ、地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めます。

確かな学力の向上

- ◇個に応じたきめ細かな学習指導の推進
- ◇英語教育の推進
- ◇特別支援教育の推進
- ◇地域に根ざした特色ある学習活動の推進
- ◇体験活動と読書活動の充実
- ◇外国人児童生徒への支援

豊かな心の育成

- ◇道徳教育の推進と人権意識の高揚
- ◇多文化共生に向けた国際理解教育の推進
- ◇時代に応じた情報・環境教育の推進
- ◇キャリア教育の推進による自立心の涵養
- ◇不登校の子どもや保護者の支援
- ◇青少年の健全育成

健やかな体づくり

- ◇体力の向上と健康の保持増進
- ◇食育の推進



基本目標3 学校・家庭・地域のつながりを深め、地域全体の教育力の向上をめざします

子どもたちが健やかに成長できる地域社会を実現するためには、学校だけでなく、家庭や地域と連携した取り組みが重要です。学校や家庭、地域が自らの役割と責任を果たし、つながりを深めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって地域全体の教育力の向上をめざします。また、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない平和で豊かな地域社会をめざします。

地域とともに進めるよりよい学校づくり

- ◇学校運営協議会の推進
- ◇学校支援ボランティアの推進

地域の教育力の向上

- ◇地域の子育て支援の促進
- ◇放課後の子どもの居場所づくり

家庭の教育力の向上

- ◇次世代の親の育成推進
- ◇子育て支援体制の充実

地域ぐるみの人権尊重・男女共同参画意識の涵養

- ◇人権学習・啓発等の推進
- ◇男女共同参画に関する学習機会・啓発等の推進



基本目標4 地域の伝統・文化を生かし、郷土を愛する心を育てます

市内には、全国に誇れる優れた自然環境や歴史遺産、伝統文化が数多くあります。子どもから大人までが、あらゆる機会を通じて先人から引き継がれてきた遺産や伝統に触れ、伝統文化を継承していく人の生き方などを学ぶことで、郷土を誇りに思う心、ひいては郷土を愛する心を育み、遺産や伝統を守り次世代へ継承する取り組みを推進します。

文化財の保護と活用

- ◇文化財の調査と活用の推進
- ◇文化財講座・体験学習の充実
- ◇文化財の保存整備と継承支援

歴史文化施設の活用

- ◇歴史文化の魅力の情報発信
- ◇博学連携・市民協働の推進
- ◇地域文化・先人の研究を活用した生涯学習支援



基本目標5 いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実を図ります

市民一人ひとりが自己実現をめざし、お互いに支えあい学びあう中で、学習した成果を地域社会の中で生かすことは、その人の生きがいにつながるとともに、豊かな社会づくりにもつながります。いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実を図り、生涯を通じて学び、学びが生かせる社会づくりを推進します。

生涯学習社会づくりの推進

- ◇誰もが学べる場と機会の提供
- ◇公民館等社会教育施設の整備

図書館機能の充実

- ◇図書館サービスの充実
- ◇図書館を情報拠点とした市民の学習活動の支援

文化芸術の振興

- ◇文化芸術の鑑賞機会の充実
- ◇創作・発表活動への支援
- ◇文化芸術団体等との連携協力

豊かなスポーツライフの支援

- ◇地域に根ざしたスポーツ活動の推進
- ◇健康づくりとスポーツ交流の促進



基本目標6 安全・安心で質の高い教育を支える環境を整備します

未来を担う子どもたちが安全・安心な環境で学び、生活できるよう、教育施設の耐震化や魅力ある教職員の育成など、教育環境の整備・充実を図ります。また、開かれた教育行政の推進に向けて、教育委員会の機能強化を図ります。

安全・安心な学校づくり

- ◇安全・安心な学校施設等の整備
- ◇学校施設の老朽化やバリアフリーへの対応
- ◇就学援助による経済的支援
- ◇子どもの安全を見守る体制づくりの推進

魅力ある教職員の育成

- ◇就学前教育に関わる教職員の研修等の充実
- ◇教職員研修の充実

学校の適正規模・適正配置

- ◇学校の適正規模・適正配置の検討

教育委員会の機能強化

- ◇ホームページ等による情報発信の充実
- ◇市長部局との連携・協力の推進
- ◇事務事業の点検評価とPDCAサイクルによるマネジメント強化



計画の位置づけ

本計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的計画として位置づけます。

また、本計画は、長浜市基本構想や各種行政計画との整合性を図りながら、今後おおむね10年間を見通した本市がめざす教育の姿（基本方針）を明らかにするとともに、その実現に向けて、今後5年間に取り組むべき具体的な施策について示すこととします。



計画で取り扱う「教育」の範囲

- ◇ 教育を受ける場所に関わらず、家庭教育、就学前教育（幼稚園及び保育園での教育活動）、学校教育及び社会教育を含みます。ただし、県立・私立の学校・園で行われる教育内容等については、各学校・園の独立性を尊重して、本計画では取り扱わないこととします。
- ◇ 幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期のいずれの時期の教育を含みます。
- ◇ 教育委員会が所管する分野をはじめとして、市長部局が所管する分野・施策も含み、本市における教育分野に関する施策を総合的・体系的に構築することとします。

計画の期間

本計画が中・長期的な視点に立った施策を明示するものであること、また、国や滋賀県の教育振興基本計画の計画期間が5年であることを踏まえ、平成23年度を初年度とする5年間（平成23年度から平成27年度まで）を計画期間とします。

なお、計画期間中において関係法令の改正等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。



計画の進捗管理

本計画を効果的かつ確実に推進していくために、本計画に掲げる具体的な施策を、次年度で実施すべき取り組みとして、具体的に示した実施プランを定め、本計画の目標を達成するために必要な事務事業を行います。

また、毎年度、本計画及び本計画に基づく実施プランの進捗状況について点検・評価を実施します。この点検・評価に基づき、次年度以降の進捗管理を行うこととします。さらに、必要に応じて事業の改善や見直し等を行い、実効性のある計画の推進に努めます。

本計画の期間は5年間であることから、5年後をめどに、取り組みを検証し、検証を踏まえた計画の見直しを行うこととします。



教育基本法

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

—平成23年3月発行—

長浜市教育委員会事務局 教育総務課

〒526-0292 滋賀県長浜市内保町2490-1
TEL 0749-74-3700(直通) FAX 0749-74-3791
メール kyouiku-soumu@city.nagahama.lg.jp